

はげしく事務所の窓硝子に石片等を投じたのであつた。なほ二十日の委員會終了後、委員達は右の會社側の態度にあきたらず、その不満を縣廳に訴へに行つたのであり、縣廳としては一應従業員側の意向を聴取した上、會社側に警告するところがあつた。

ところで、連日の、殊に二十日の如き窓硝子破壊行為に惱まされる會社側は遂に廿一日から退社の際は従業員を整理せしめて右の行為のなされることを防止し、同様の處置は廿二、廿三日にもとられた。それにも拘らず、なほ、會社に對する罵言や投石等がなされた様である。と云つてそれ以上に悪辣な行為はなされず、考へて見れば、今回の紛議は、正式の要求書も出されず、だから、その間計畫性に乏しく、ただ何んとなく不穩であると言つた、一種不可思議な紛議である。このことは矢張り、前にも言つた様に會社の勞務管理の缺陷が最も大きな原因をなしてゐるように思はれる。

さて、廿三日には、豫定通り、手當が支給された。また職員に

對しては、大藏省の關係もあつて廿六日に支給された。